

# 近代オスマン帝国における福祉と戦争

小松香織

## はじめに

近年わが国において年金制度の問題は、国政の最重要課題の一つであり、国民の大きな関心事といっても過言ではない。しかし、この制度の歴史は他の先進諸国に比べるとそれほど古いものではない。現在につながる公的年金制度は日中戦争からアジア太平洋戦争への戦時態勢下に生み出された。1941年に制定された（1942年施行）労働者年金保険法は、全国民動員のためのシステムであったともいえる。帝国議会で法案を提出した時の小泉厚生大臣は「戦時国民生活及び国民思想ノ確保安定ヲ図リ、国民勤労ノ総力ヲ最高度ニ發揮セシムルハ真ニ現下喫急ノ要務デアル」と述べている<sup>1</sup>。このように、公的年金制度とは時に軍事と深い結びつきを持つ。

国家が国民を兵士として招集して戦場に送り出す時、あるいは何らかの後方支援に動員する時、その労苦に報いることが求められる。その手段が退役者への軍人恩給や戦死者の遺族年金などである。このような制度は近代において、軍事の担い手が一部の軍人階級から、徴兵制度により広く一般国民のものとなったことで生まれた。同時にこの時代は公的年金制度が整備されていく時期でもある。近代的な年金制度は、西欧においては19世紀後半から20世紀初頭に立ち現れる。その嚆矢ともいわれるのがビスマルクの廢疾老齡保険法（1891年施行）である<sup>2</sup>。こうした制度が史上初の総力戦となった第一次世界大戦を経て発展していく。すなわち国家は年金を通して国民の軍事的貢献に報いようとしたのである。本稿で取り上げるのはトルコの事例である。

近代西欧において「国民国家」の形成が始まると、国家は自国に強い帰属意識をもつ「国民」の創造に腐心することとなった。オスマン帝国末期からトルコ共和国初期にかけての時期は、支配者と被支配者との関係が、君主（スルタン）と臣民という関係から、国家と国民という関係へ移行するプロセスの中にあった。すなわち国家による「国民の創造」が進行していたのである。この「国民」を作り出す営為において重要な役割を果たしたのが、徴兵制の導入と義務教育の普及である。しかし、もう一つ見過ごすことができないもの、それは社会保障制度である。個人にある特定の集団、コミュニティに帰属していることを認識させるものとして、「誰によって保護されているか」がある。この最小の単位は家族であり、最大の単位は国家であろう。国家が個人を「国民」と自覚させる「しかけ」として生存（あるいは生活）を保障することも一つの有効な手段である。なぜならば、国家は国民に対して、納税、兵役を義務として受け入れさせる以上、その貢献の見返りとして社会保障制度を用意する必要があったからである。

オスマン帝国において近代的年金制度の歴史は19世紀中葉に遡る。それまでは、高齢者や病気、ケガなどによる障がい者の保護は家族が、それが無理な場合はイスラームの信仰理念にもとづくワクフが担ってきた<sup>3</sup>。その一方で、退職者に何らかの給付を施してその生活を支える制度は近代以前から存在していた。引退して年金生活者となることをオスマン語ではテカーユト（tekâ'üd）という。この言葉は近代的な年金制度が出現する以前から用いられてきたが<sup>4</sup>、タンジマート期、西欧モデルの近代化をめざす諸改革の中で、テカーユトも制度化されていく。

1866年に軍人年金基金（Askerî Tekâ'üd Sandığı）が設立され、69年帝国陸軍軍人年金法（Asâkir-i Berriye Mülûkâne Tekâ'üd Kânûnnâmesi）が制定された。79年には文官のための年金法（Me'mûrîn-i Mülkiye Tekâ'üd Kânûnnâmesi）も定められた。81年には新たに陸軍軍人年金法（Asâkir-i Berriye Tekâ'üd Kânûnnâmesi）が制定されたが、86年に陸海軍・兵器廠・ジャンダルマの年金基金が全軍人年金基金（Umûm Askerî Tekâ'üd Sandığı）に統合され、この新基金のために軍人年金基金規則（Askerî Tekâ'üd Sandığı Nizâm-nâmesi）が制定されるに至った。こうして軍人・文官のための年金制度の整備が進む中で、1890年には、はじめて非公務員のための年金基金が設立される。それは本稿で取り上げる官営汽船会社特別局（îdâre-i Mahsûsa）の年金基金で、特別局年金規則（îdâre-i Mahsûsa Tekâ'üd Nizâm-nâmesi）が制定された。同社が非公務員の年金制度の嚆矢となったのは、官営、とりわけ海軍直轄の組織であったためではないかと推測される。青年トルコ人革命の翌年1909年には軍人年金・退職法（Askerî Tekâ'üd ve İstifa Kânûnu）と国家公務員の年金に関する法（Memûrîn-i Mülkiye'nin Tekâ'üdüne dâir Kânûn）が定められ、トルコ共和国に至るまでこれらの法規が施行されるが、1930年に両者は統合されて第1683号軍人・文官年金法（Askerî ve Mülkî Tekâ'üd Kânûnu）が制定された。以上のようにオスマン帝国の年金制度は国家のイニシアティブのもと発展し、トルコ共和国へと引き継がれたが、その背景には国家と国民とのギブアンドテイクの関係が見て取れる。その規定には、軍人年金から始まったため、当初から戦時加算の条項が組み込まれていた。そしてこの規定は20世紀初頭の長い戦乱期に重要性を増していったのである。

本稿では、トルコにおける公的年金制度における戦時加算の規定と、その適用を求めた人々の事例から戦争と福祉の問題を考察する。なお、史料引用部分の〔 〕は筆写による加筆である。

## 第1節 年金法における戦時加算

オスマン帝国の近代は絶え間ない対外戦争の渦中にあったが、スルタン・アブデュルハミト2世（在位1876-1909）期は例外的に平和な時期が長かった。1877-78年の露土戦争以後、短期間で終了した隣国ギリシアとの戦争（1897）を除いて対外戦争はなかったのである。しかし、青年トルコ人革命以後、第二次立憲制期には再び戦争の時代に突入する。対イタリア戦争（1911）、第一次バルカン戦争（1912-13）、第二次バルカン戦争（1913）、第一次世界大戦（1914-18）、独立戦争（1919-22）とうち続く戦役にトルコ国民は動員されていくのである。第一次大戦では17万5千人、独立戦争では3万8千人の兵士が戦死している<sup>5</sup>。このような長い戦争の時代に戦死したり、障がい者となったり、

捕虜として収容所に抑留された者、およびその家族に対して、国家は公的年金に戦時加算を行うことによりその労苦に報いようとした。とはいえ戦時加算のシステムはすでに19世紀の年金制度の創設時から見られた。

成文化された年金規則の最も古いものは前述の帝国陸軍軍人年金法である。すでにその第6条には「外国との戦争が勃発した時、その戦争に従事するために編成された遠征軍に加わる将官・将校で30年勤続者については、宣戦布告時から和平締結時までの戦時年限の各1年を2年とみなす」と、軍役期間を年金算定時に2倍に換算するという戦時加算規定がみられる<sup>6</sup>。その後この規定は、1881年の陸軍軍人年金法第18条において、捕虜として過ごした年限も含まれると拡張された。さらに、軍人のみならず文官についても、1909年、国家公務員の年金に関する法の第2条で、「戦場で任務に従事した者と敵の捕虜となった者については、軍務および捕虜期間は2倍に計算される」と規定された。こうした措置はトルコ共和国にも引き継がれ、1930年の軍人・文官年金法においても同様の規定が存在する<sup>7</sup>。

しかし、これらの規定はあくまで軍人・文官といった国家公務員に対してのものであり、官営とはいえその身分はあくまで民間人である汽船会社の職員に適用されるものではなかった。彼らの年金は前述の汽船会社独自の年金規則（特別局年金規則）によって規定されていたが、当該規則には戦時加算の条項はなかったため、同じように戦争で死亡・負傷したり、捕虜となった場合でも、戦時加算は適用されなかった。これに不満をいだいた者たちの中で国家に対し不服申し立てを行った者もいた。本稿では、汽船会社の人事記録からこうした事例を選び出し、彼らの主張と国家および会社側の対応を検討することによって、戦争への貢献はどのように評価され報いられたのかを検証し、「国民」の創造における戦争と福祉との関係について考察する。

オスマン帝国の官営汽船を運営する組織は、スルタン・アブデュルハミト2世期には特別局と呼ばれていたが、青年トルコ人革命後の1910年にオスマン海運局（Osmanlı Seyr-i Sefâ'in İdâresi）となり、1923年オスマン帝国が消滅してトルコ共和国が誕生すると、トルコ海運局（Türkiye Seyr-i Sefâ'in İdâresi）と改称した。これを引き継いだのが現在のトルコ海運公社（Türkiye Denizcilik İşletmeleri A.Ş.）である。

本稿の中心史料となるのがこの官営汽船の「個人記録文書（Sicil Dosyaları）」である。この史料群はファイル形式となっており、1人の職員にかかわる書類が1つのファイルにまとめられ、その数は1万点以上に及ぶ。とはいえほとんどは共和国期のもので、オスマン帝国期のものははじめの1千件ほどに集中している。この種の文書はなぜ作成されたのか。その目的は年金制度に関係する。年金の支給は在職中に支払った保険料を原資とし、受け取り資格を得るには一定の在職年限を満たす必要もあった。また、支給される年金の額は在職中の給与に基づいて算出された。そのため、一人の被雇用者が入社してから退社するまでの間に、どのような職務につき、どれほどの給与を支払われていたか、日数単位まで厳密な記録が求められた。また、年金は本人の死亡後も遺族に引き継がれたが、受給には申請が必要で、受給者の死亡、婚姻、未成年男子の成人など、受給資格に変更が生じた場合も届け

出る義務があった。以上のような目的で作成された各種の書類を個人別にファイルしたのが「個人記録文書」である。この中には年金受給の権利を請求する訴訟に関する文書も少なからず含まれている。次節ではこの訴訟関係の文書のいくつかを取り上げ、その内容を読み解いていく。

## 第2節 トルコ海運個人記録文書にみる戦争と年金

本節では、トルコ海運個人記録文書から、年金の受給申請にあたり戦時加算を要求した事例を取りあげ、戦時に民間から徴用されて軍事輸送を行った者たちに対して、どのような扱いがなされたかをみていきたい。

まず最初に最も詳細な記録が残っているメフメト・バハッティン・エフェンディ<sup>8</sup> Mehmed Baha'ddin efendi<sup>9</sup>の事例を取り上げる。バハッティンは1864年イスタンブルで生まれた。84年に汽船の石炭夫として入局し、1910年遠洋航路1等機関士の資格を取得、同年11月に機関長に昇進し、以後さまざまな汽船で同職を務めた。第一次世界大戦において軍事輸送に従事中捕虜となり、戦後1921年に帰国して元の職場に復帰したが、翌年年金受給資格を得て退職した。彼は1926年に捕虜期間を2倍に換算して年金額を見直すよう国防省に訴える。その結果、国家と海運局はこの問題の対応について協議することとなった。以下その経緯と問題点を述べる。

1926年4月バハッティンは国防省に、自分は海運局の機関長だったが、大戦が勃発し、陸軍省軍事輸送部の命により輸送船カルメン号の機関長に任命され、1915年11月黒海でロシア艦隊によって汽船が沈められて捕虜となり、1921年5月に解放された。大戦に従軍した者たちには戦時加算した年金が支給されたと聞いたので、同様の事例である自分にも加算をしてほしい、と嘆願書（1926.4.28付）を提出した。これに対し、国防省はまずオスマン帝国期に海運局の所管庁であった海軍省に相談したらしく、海軍省人事部は国防省年金受給者部あての文書（1926.5.19付）で、嘆願者は海軍とは関係がなく、海運局の年金受給者であるので、同局でしかるべき処置をするよう求めた。そこで海運局に書類が送られた。同局人事部から国防省あての文書（1926.12.12付）は次のように述べている。嘆願者バハッティンは、1922年解雇の際、局の年金規則に従い、局の汽船の仕事に従事した期間に、前述のカルメン号での勤務期間および捕虜期間を付け加える形で年金受給手続きを行い、今日この年金を局の年金基金から受け取っていることが記録上確認された。ゆえに、嘆願者の要求する増額は認められない、と。つまり、海運局は退職時に捕虜期間を勤続年数に算入して手続きを行っており、それ以上の年金額の上乗せはない、という見解を示したのである。

しかし、国防省の見解は異なっていた。バハッティンに対して軍役中の勤続年数を2倍に換算することを求めたのである。同省人事局年金受給者部より兵站総局に送られた文書（1927.1.13付）に、「ある戦争で戦役に参加した将校、軍属（mensúbîn-i askeriye）の勤務期間に宣戦布告から和平までの期間は〔戦時加算を〕上乗せすることが法で定められている<sup>10</sup>」ので、申立人メフメト・バハッティンも、大戦に参加したのであれば、年金額もそれによって上乗せすべきであると、海運局に通達されたい」とある。

こうして国防省からトルコ海運局へ問題が引き継がれ、同局人事部から総務部に次のような文書（1927.3.20 付）が送られた。

「同人が局によって年金受給者とされた際、軍事輸送に従事したことも算定に加えたが、局の年金規則に戦時加算と捕虜期間を2倍として計算することについて何ら条文がないことから、同人の捕虜期間について倍増されなかったことが調査の結果判明した。以前ハサン・バスリ・エフェンディの年金において、部長会議が是とした捕虜期間の加増は経営会議で承認されなかったことからみて、バハッティンに関しても、国防省により必要とみなされた戦時加算について経営会議に提案されたい。」  
文書の要点は以下のとおりである。

1. 勤続年数の算定において軍役期間を2倍に換算することは、局の年金規則に何ら条文がないため、バハッティンのケースでも倍増はしていないことが判明した。
2. 以前同様にハサン・バスリの事例で部長会議が倍増を認めたにもかかわらず、経営会議で承認されなかったので、この問題は経営会議に諮るべきである。

おそらく海運局のさまざまな事案は、まず部長会議で検討され、議案として経営会議に提出されて決議する手順となっていたのであろう。バハッティンの問題もまず部長会議で審議された。その決議（1927.3.26 付）とされる文書は以下のように述べている。

国防省人事局年金受給者部は、バハッティンが大戦で陸軍省軍事輸送部の指揮下にある汽船に勤務中捕虜となったため、勤続期間に5年を追加するべきであると述べているが、局の年金規則は〔オスマン財務歴〕1306年〔実際は1308年、西暦1890年〕に制定されたため、このような捕虜となった者の勤続期間を2倍として計算することについて規定がないことから、局において勤続年数の合計は通常通り計算された。さらに、過日経営会議ではハサン・バスリについても、年金算定の期間に何ら加増する必要はないと決定されている。経営会議の決定は部長会議においても完全に尊重されるとはいえず、「敵国において屈強な肉体を消耗させられ、個人としてあらゆる物質的、精神的な自尊心のレベルまで痛みを生じる苦しみを味わったトルコのガーズィ〔英雄〕たちの勤続期間を、国防省では2倍に計算しているというのに、海運局は遅ればせながら、軍役についていた者、とりわけ先に名をあげたバハッティンのような、軍事輸送部門で勤務中に、その船が敵に沈められて捕虜となり帰還した後、局の仕事に再び採用され、局の年金を受給されるべき人物が、捕虜期間を2倍として計算することについて、前述の38年も前に書かれた規則に明示されていないことを理由に、通常の処遇を適用されるなどということは不公正であるので、まことに不適切なこの点を改め、局の職員で捕虜となり、あらゆる迫害のうちに捕虜生活を終え生きながらえた者（中略）が共和国家の保護に浴することを保障するよう、1ヶ条の条文を起草し、政府の承認を得られるよう上申することをお認め下さい」と経営会議へ提案する。

この決議にいう「補うべき条文」の草案と思われる一枚の文書がある。そこには以下のように記されている。

特別局〔現海運局〕年金規則の補則



第1条：海運局の職員・被雇用者で軍事部門で務めを果たした者と敵の捕虜となった者、虜囚の地で死亡した者の従軍および捕虜期間は年金手続き時に2倍に換算する。

第2条：本則の権利は大戦の宣戦布告時にあたる〔財務歴〕1330年7月1日（1914.7.14）からとし、施行は商務省が担当する。

結局、捕虜期間を2倍に換算することは経営会議の1927年4月7日付決議により認められた。ただ、年金規則に補則を付け加える件については記録がなく、法令集にもそのような規則は記載されていないので、おそらく実現しなかったのであろう。人事部の文書（1927.8.11付）によると、経営会議の承認により年金額を計算し直したところ、これまでの基礎年金873クルシュを947クルシュとすべきであるとわかったので、前述の金額を同人の年金受給開始日にあたる〔財務歴〕1338年8月10日に遡って支払うこととなったという。

同様の戦時加算についての申し立ての事例は他にも9件あるので、以下順次紹介する。

a. メフメト・ムラト・カプタン Mehmet Murat kaptan<sup>11</sup>

ムラト船長（生年1868、入局年1891、以下同様）は、大戦中1915年に捕虜としてインドに送られ、1920年に帰国した。戦後職場に復帰して22年に年金受給者として退職したが、24年に再雇用された。32年、64才で2度目の在職期間を終了し、あらためて年金手続きを申請した際、捕虜期間の5年3ヶ月11日を2倍に換算することを求めて国会会議（Şûrâ-yı Devlet）に提訴した。結果はムラトの主張が認められ、判決に従い海運局側も捕虜期間の加算を受け入れた。

b. イブラヒム・エトヘム・エフェンディ İbrahim Edhem efendi<sup>12</sup>

イブラヒム・エトヘム（1870/71、1896）船長は1932年6月1日付で退職し、年金資格者となった。彼も勤続年数の算定時に捕虜期間を2倍に換算すべきとして提訴している。これに対する海運局の対応をトルコ海運局人事部の文書<sup>13</sup>から知ることができる。それによると、エトヘム船長の実働勤続年数は人事録によれば35年1ヶ月6日であるが、そのうち6年間はロシアの捕虜となっていたことがわかった。このように捕虜となっていた期間は2倍に数え、年金手続きもそれに従ってなされるという旧公務員年金法の規定は〔海運〕局の規則には記載されていない。旧年金法は1683号軍人・文官年金法〔1930年〕<sup>14</sup>によって廃止されたため、年金手続きを前述の1683号法23条に則り、局においても採用、実施するのが適当か否かについて、経営会議で決定をすること、そして、採用された場合は、同人の実質勤続年数に6年を加算して支払うよう経営会議に提起し、捕虜期間を2倍に計算することが認められた。この事例から、捕虜期間を2倍に換算するか否かは、経営会議の判断に委ねられていたことがわかる。

c. ヒュセイン・アヴニ・ベイ Hüseyin Avni bey<sup>15</sup>

ヒュセイン（1872、1893）は、1911年に船長に昇進するも1932年人員整理の対象となり解雇され

た。その際、年金申請の手続きをめぐって不当な処遇を受けたと海運局を相手取り訴訟を起こした。その理由の一つが戦時加算をされなかったことだった。裁判でヒュセインは次のような申し立てをしている。

「戦時加算については、大戦時及びそれ以前に海運局が陸軍省の管轄下に置かれ、戦争勃発により船は参謀本部の命令の下にすべて軍事輸送に振り向けられたことは周知の事実である。大戦の最中、魚雷、潜水艦、砲撃、戦闘機の脅威にさらされ、前線の将校・兵士と変わらぬ条件で軍務に就いて行った軍事輸送、とりわけ命がけの輸送に対し、3つの勲章を授与された私のような祖国の僕を、理由なく解雇したばかりか、確かな権利である戦時加算権を疑わしいものとみなすことは、きわめて明白な権利侵害であり、真実の否定以外の何ものでもない」と。

ヒュセインは国会会議にも訴えた。戦争に参加した者の貢献に戦時加算がなされるよう法に定められているにもかかわらず、局の人事部はこれを無視して戦時加算を除外した、この状況は不公平であると。ヒュセインの度重なる要求に対して海運局は彼が大戦中軍事輸送に従事して褒賞を受けたことは確認した。しかし戦時加算が認められたことを示す文書は残っていない。

#### d. メミシュ・エフェンディ Memiş efendi<sup>16</sup>

メミシュ（1867、1896）は1918年に船長に昇格したが、1932年経済状況の悪化を理由に解雇となり、一度は年金の申請をするものの、支給予定額が少なく生計を維持できないとして申請を取り下げ再雇用を希望した。1933年には、解雇に対する賠償を請求するとともに再度年金申請を行い、戦時加算も要求した。しかし、海運局は「〔メミシュは〕大戦中石炭輸送に携わったとして戦時加算を要求しているが、局の年金規則にそうした件の条文はなく、〔この業務に〕従事したことも未だ確認されていないことから、これを承認する方向には進めないと本人に伝えた。その後この件について局を相手取り国会会議に訴えたものの、未だ返答はなされていない。しかし、同様の訴訟を起こした者たちは〔申し立てを〕却下されている」として要求を認めなかった<sup>17</sup>。

#### e. ムスタファ・エフェンディ Mustafa efendi<sup>18</sup>

ムスタファ（1880、1896/97）は、第一次世界大戦中1914年7月、2等航海士として汽船カラデニズ号でムンバイに向かう途中で捕虜となったが、1920年6月に帰国した。トルコ共和国期にもトルコ海運局で汽船の船長職を歴任し、1933年に退職した。この時、大戦中インドで捕虜となっていた期間は年金額の算定時には2倍に換算されるはずであると国会会議に提訴した。

トルコ海運が当時の人事記録を調査した結果、1933年6月30日付で退職する際、同人が捕虜となっていた期間5年10ヶ月も加えて勤続年数35年に相当する年金が支給されたことがわかったので、このことから、トルコ海運は、現在も有効な〔特別〕局の年金規則では、捕虜期間を2倍に換算することについての規定はないものの、旧公務員年金法にも、1683号法にもこの件について明白な条文があること、商業省の省令にもとづき、このような捕虜や戦時を毎回会議で承認することが慣例となっ

ており、申請で名前があがっている者たちに対して、経営会議の決議により捕虜加給が与えられていたことがわかったので、先例に従って承認された条項を提訴人にも適用することは正当であると、ムスタファの訴えを認め、年金を増額し1933年7月1日に遡って支給することを承認した。

f. イブラヒム・エフェンディ *ibrahim efendi*<sup>19</sup>

イブラヒム（1880、1900）は1917年10月機関長としてコズル号に乗船中、黒海でロシアの潜水艦の攻撃を受け生死不明となった。実際は捕虜となっており、1918年6月に帰還して職場に復帰した。後に退職にあたって勤続年数33年に基づき年金を受け取るものとされた。しかし、イブラヒムはこれに納得せず、「私と同様の〔捕虜となった〕者は、この不遇を当局に訴え是正したことから、私も捕虜となっていた期間を2倍に計算し年金を支給してほしい」と経済省海運総局に訴えた。同局はイブラヒムの要求を認めるようトルコ海運に通達した。

これを受けてトルコ海運は、イブラヒムの人事記録を調査したところ1917年10月1日から1918年6月1日まで8ヶ月間の捕虜期間は理由不明で加算がされなかったが、退職時、勤続年32年10ヶ月18日であったものを6ヶ月余りの不足期間を1ヶ年とし、33年勤続分の年金が支給されていると返信した。以上の経過から、イブラヒムの訴えは本人の誤認によるものであることが判明した。この事例から捕虜期間の加算は国政会議、経済省の認めるところであり、海運局もその方針に沿った対応をしていたことがわかる。

g. ジェマーレツェイン・エフェンディ（ジェマール・ベイ）*Cemalettin efendi (Cemal bey)*<sup>20</sup>

ジェマーレツェイン（1890/91、1907）は事務職員として1919年まで在職していた。この間、1914年9月1日付で兵役のため離職、除隊後1918年12月14日付で元の職に復帰している。彼は退職後、5年3ヶ月13日に及ぶ兵役期間が年金算定時に加算されなかったため、勤続年数が25年以下となり年金額が低くなったとして国政会議に提訴した。判決は、旧海運局の職員は公務員扱いとなるという法規がないため、同人が兵役中の公務員に対する臨時法の適用を受けない。旧海運局の職員の年金に関する法規では、本人たちの兵役が年金に影響を及ぼすとの規定はない。兵役期間を年金算定期間に加える必要があるかについて、諸規定に明記されていない以上、関係者らが加算しなかったのは当然である。よって、原告に適用された処置に不正はなく、訴えを却下する、というものだった。

h. アフメト・エフェンディ *Ahmed efendi*<sup>21</sup>

アフメトは、1937年国政会議に、大戦の始めから終わりまで、陸軍省に属したオスマン海運局は、すべての海上輸送、兵員輸送に前述の省の命令下で従事したことは周知の事実である。私が船長および2等航海士として軍事輸送に携わったことは記録から証明されているので、戦時加算を追加して、年金算定期間をあらためて計算し、年金額を修正して差額を支払ってほしいと訴えた。

これに対する国政会議の判決は、「提訴人のような1926年に海運局の年金規則に則って年金受給者



となった者が、第1683号軍人・文官年金法第57条の条文の益に与ることについて、〔年金規則は〕何ら規定を含んでいないので、提訴人にこの条文が適用されなかったことは、何ら不法とはみなされないゆえ、訴えを却下する」というものだった。

i. メフメト・ヒクメト・エフェンディ Mehmet Hikmet efendi<sup>22</sup>

メフメト・ヒクメト（1881、1905）は1933年機関長として退職したが、1946年運輸省に対して次のような請願書を提出している。

「〔自分は〕大戦中軍の指揮下チャナッカレで、独立戦争ではやはり軍の指揮下で数多くの危険に立ち向かい、あたかも正規兵のごとく日夜働いた。こうした働きに報いるためチャナッカレで軍功勲章を、独立戦争では独立勲章を授けられた。〔にもかかわらず〕この条件下で大戦にも独立戦争にも私の働きに応じた戦時加算に与っておらず、これに関して私の履歴書には何ら記録がない。このため、私にはおそらく予備役でも現役でも、その枠で雇用されている機関長たちの中に〔入る〕権利があるはずである」と、大戦、独立戦争時の貢献に対する戦時加算を要求したのである。

これに対する運輸省の回答は、請願者は海運局の廃止に伴い失職した職員の一人名であるため、第1683号軍人・文官年金法ではなく特別局年金規則に則って年金手続きが行われた。同法は戦時・予備役・捕虜加算の付与についてまったく触れていないため訴えは妥当ではない、というものであった。海運局もヒクメトにあてた文書（1947.2.25付）で、大戦および独立戦争での働きが年金計算に加えられていないと、この件で以前から不服申し立てをし続け、法的回答にもかかわらず、またもや問題にしているが、局の年金規則において戦時・捕虜加算を2倍にすることについて何の条文もないことから、当然規定外の措置はできなかった、と述べている。

運輸大臣は大国民議会請願審議会議長あての文書（1947.4.10付文書への回答）で、

「公務員法の条文により自分にも差額を支給することを要求しているが、理解できない。この要求が年金の加算の権利に関するものならば、〔財務歴〕1306年〔特別局〕年金規則にはそのような規定はない。」「旧海運局職員はいかなる形でも〔軍人・公務員年金の〕統合・互換法にはあてはまらないので、この点からも彼に有利な処置は不可能である。」「同人は以前にも同様の嘆願をしており、我々は1944年8月15日付で回答を出している」と、請願には考慮の余地がないとしている。

以上が、トルコ海運個人記録文書にみる、共和国期にオスマン帝国の「長い戦乱期」における国家への軍事的貢献に対して見返りを求めた10人の事例の概略である。これらの事例からどのようなことが読み取れるのかを考察し、小論の結びとする。

## おわりに

トルコ人はオスマン帝国末期からトルコ共和国初期にかけて、2度のバルカン戦争、第一次世界大戦、独立戦争と10年余りの「長い戦乱期」を経験した。多くの犠牲を払った「祖国のための戦い」

への貢献はいかに報いられたのか、あるいは報いられなかったのか。本稿では官営汽船会社の職員の事例からこの問題を検討することを試みた。

例えば、ここにバハッティンという男がいた。彼は、1926年に捕虜期間を2倍に換算して年金額を増額してほしいと訴えた。「聞くところによれば」昨今このような事例があるという。国防省はこの訴えに応じるよう海運局へ指示するも、海運局は、当初「年金規則に規定がない」と難色を示した。しかし、後に検討の結果、国家公務員には「トルコの英雄」の献身に対して、軍役期間を2倍にすることで報いていることに鑑み、「あらゆる迫害の中捕虜生活を生き延びた」者に対して、38年前の規則を盾に拒否するのは「不公正」と軍の要請を認めた。

前節で示したようにトルコ海運の個人記録ファイルには同様の要求をした事例がこれを含めて10件ある。申請の時期は1932年～35年に集中している。おそらくその理由は1930年に制定された「第1683号・軍人・文官年金法」であろう。申請に対する判断は承認されたものが5件、却下されたものが5件と真二つに分かれている（表参照）。是とされたケースはすべて捕虜期間に対する申し立てであり、非とされたケースはすべて軍事輸送に従事していた期間に関するものである。すなわち、判断の分かれ目は、捕虜となったか否かにありそうだ。軍事輸送に従事した期間が認められなかった理由は、戦時中の汽船の徴用は当然とみなされたためと推測される。しかし、従事した当事者はこれに納得していない。事例cのヒュセインは「大戦の最中、魚雷、潜水艦、砲撃、戦闘機の脅威にさらされ、前線の将校・兵士と変わらぬ条件で軍務に就いて行った軍事輸送、とりわけ命がけの輸送に対し、（中略）確かな権利である戦時加給権を疑わしいものとみなすことは、きわめて明白な権利侵害である」と述べている。

戦時加算請求者一覧

個人番号	交信期間	採否	申請理由
438	1926-27	○	捕虜
440	1932	○	捕虜
631	1932	○	捕虜
478	1932-33	× ?	輸送従事
669	1933	×	輸送従事
625	1933-35	○	捕虜
733	1935	○	捕虜
663	1935	×	輸送従事
700	1937	×	輸送従事
640	1944	×	輸送従事

また前節の事例のいくつかにおいて、軍人・公務員年金法の規定を官営汽船の職員に当てはめるか否かについての議論がみられる。あてはまるとする見解の根拠は官営汽船が公の組織とみなされることにある。公の組織であればその被雇用者は公務員に準ずるというわけである。ただし、この判断は時代が下るにつれて変化していく。事例iの1947年の運輸大臣の回答は「旧海運局職員はいかなる形でも〔軍人・文官年金の〕統合・互換法にはあてはまらない」と、準公務員扱いを認めていない。いずれにしろ年金制度において民間人と公務員・軍人との間に格差があることは否めない。それでも戦争への貢献には最大限の配慮をすべきである、という国側の意図は見て取ることができる。バハッティンの場合は国防省が、事例b、fでは経済省が海運局に戦時加算を認めるよう促している。

一方、軍事加算の申請者である官営汽船の職員たちの訴えからは「国民」としての自覚が読み取れる。軍役を国家に対する国民の義務として受け入れるからには、貢献に応じた見返りを要求する権利

も当然認められるはずであると。海運局の経営者たちも、申請した職員を「トルコの英雄」と呼び、「局の職員で捕虜となり、あらゆる迫害のうちに捕虜生活を終え生きながらえた者（中略）が共和国家の保護に浴することを保障する」ため、戦時における貢献を年金に反映するよう年金規則の改正を検討している。すなわち彼らの中にも国民の権利と義務についての認識があったといえよう。オスマン帝国期、国家は初等教育の義務化、徴兵制などによって、「オスマン国民」を創造しようとした。その途上で帝国は崩壊したが、その成果をトルコ共和国が引き継ぎ、1930年代には「国民」意識がひろく民間にも定着していたようである。

前近代、戦争は国王・皇帝の戦いであり、臣下の軍役は傭兵を除けば君主の強制によるものだった。近代において戦争は国家と国家の戦いとなり、国民の軍役は志願兵を除けば国家の強制によるものとなった。オスマン帝国においても、前近代の戦争はスルタンの命令下ジハード（イスラームの聖戦）として行われた。その犠牲となった者、すなわちシェヒード（殉教者）に対しては、イスラームの教えでは来世において天国への道が約束されることで神が報いた。しかし、タンジマート以後、理念上は非ムスリムにも徴兵制が適用されることとなり、多宗教国家であるオスマン帝国において国民のすべてにイスラームのジハードの概念をあてはめることはできなくなった。さらにトルコ共和国期になると世俗主義が国是とされたため、「神」に代わって国家が戦争犠牲者に報いざるをえなくなり、軍役への補償はさまざまな形で社会福祉制度に反映されたのである。

#### 注

- 1 小川政亮「戦時社会保障法の成立と性格」（籠山京編『社会保障の近代化』勁草書房 1976, pp.271-286）p.275。
- 2 森周子「ドイツ社会国家における社会保障制度の確立—」（田多英範編『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか—主要9カ国の比較研究—』ミネルヴァ書房 2014, pp.55-88）pp.58-63 参照。
- 3 ワクフと慈善・福祉に関しては、林佳世子「都市を支えたワクフ制度—イスラム世界の宗教寄進制度の経済的側面」（加藤博編『ネットワークのなかの地中海』青木書店 1999, 256-284 頁）参照。
- 4 例えば、老齢、障がい等の理由で退職した者たちに、*tekâ'üdiyye, arpalık, oturak ulûfesi* といった名称の下に、生計に足るだけの金額の給与を支払っていた。高位の軍人やウラマーは引退すると生活を維持する年金が与えられ、これを *arpalık* といった。宮廷に仕える者たちも、引退すると *tekâ'üd ulûfesi* が、引退したイエニチェリにも *oturak ulûfesi* が与えられた（Özbek, Nadir, *Osmanlı İmparatorluğu'nda Sosyal Devlet ; Siyaset, İktidar ve Meşruiyet (1876-1914)*, İstanbul, 2002, p.45）。
- 5 Yumşak, İbrahim Güran, "Ottoman Loss of Human Capital in the Gallipoli Campaign", in İlhan, Mehmet Mehdi (ed.), *Gallipoli: History, Memory and National Imagination*, Ankara, TTK, 2014, pp.57-77, p.65.
- 6 条文の全文については参考史料参照。
- 7 以上の諸規定は参考史料参照。
- 8 エフェンディとはベイと同様当時使われた敬称である。
- 9 *Sicil Dosyalar*（以下 SD と略す）, No.438.
- 10 下線は筆者による。以下同様。
- 11 SD, No.440.
- 12 SD, No.631.
- 13 トルコ海運局人事部の文書（1932.7.14 付）。
- 14 参考史料参照。

- 15 SD, No.478.
- 16 SD, No.669.
- 17 トルコ海運局人事部の総務部宛ての文書（1933.2.6 付）。
- 18 SD, No.625.
- 19 SD, No.733.
- 20 SD, No.663.
- 21 SD, No.700.
- 22 SD, No.640.

## 参考史料

〈年金法における戦時加算規定〉（ ）内は出典を示す

【帝国陸軍軍人年金法】【Asâkir-i Berriye-i Mülûkâne Tekâ'üd Kânûnnâmesi】 1869

(Türkiye Cumhuriyeti Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi, ŞD619-8)

### 第6条

外国との戦争が勃発した時、その戦争に従事するため編成された遠征軍に加わる将官・将校で30年勤続者については、宣戦布告時から和平締結時までの戦時年限の各1年を2年とみなす。

戦時中の交戦状態が数年に及んだ場合、この期間の開始から終了までの2年がいかに完全に12ヶ月でなかったとしても、やはり、それぞれ12ヶ月と数え、24ヶ月とみなす。そして、同じく12ヶ月に満たない交戦期間も完全に1年と数えて24ヶ月とみなす。(中略)

捕虜となった将官・将校で30年勤続者の捕虜期間は戦時期間の年数に数える。

【陸軍軍人年金法】【Asâkir-i Berriye Tekâ'üd Kânûnnâmesi】 1881

(Türkiye Cumhuriyeti Cumhurbaşkanlığı Osmanlı Arşivi, Y.A.RES.17-61-6)

### 第18条

将官・将校が遠征で過ごした年限は各1年を2年とみなす。遠征した年限とは次のものである。

第1は、戦争に従事するため編成された遠征軍に加わる将官・将校が遠征に参加した時から遠征から離れたときまでの年限。第2は、捕虜となった将官・将校が捕虜として過ごした年限。第3は、戦時中戦艦に乗り組んで任務についた陸軍の将官・将校が艦上で勤務した年限。

戦時中の遠征が数ヶ年に及んだ場合、この期間の開始から終了までに経過した2年が、たとえ完全に12ヶ月でなくとも、やはり各1年を12ヶ月とみなして24ヶ月とする。

宣戦布告時から和平締結時までの戦時年限の各1年を2年とみなす。また同様に12ヶ月間に満たない遠征期間も1年間の遠征とし、24ヶ月とみなす。

【陸軍年金・退職法】【Askerî Tekâ'üd ve İstifa Kânûn】 1909 (Düstûr II-1-694-716)

### 第5条

従軍している将官・将校・軍務管理職・軍事部局書記その他軍属の年金の(勤続)期間の算定において、宣戦布告時から講和締結までの期間が1年未満であれば2年、1年以上で2年未満であれば4年とみなし、この方式に従い戦時期間の付加を行い軍務期間を計算する。

【国家公務員の年金に関する法】【Memûrîn-i Mülkiye'nin Tekâ'üdüne dâir Kânûn】 1909 (Düstûr II-1-666-674)



## 第2条

年金の資格は太陽暦で20歳に達した後、職務に応じた給与を支給されるようになった時点から少なくとも30年間勤務することによって得られるものとする。

戦場で任務に従事した者と敵の捕虜となった者については、軍務および捕虜期間は2倍に計算される。(以下略)

**【第1683号 軍人・文官年金法】【Askerî ve Mülkî Tekâ'üd Kânûnu】 1930**

(Türkiye Cumhuriyeti Resmi Gazete, sayı 1517, sayfa 9043)

## 第23条

実働25年勤務した文官は年金資格を有する。軍人階級として任務を遂行した者、敵の捕虜となった者、予備役将校として遠征に同行した者は、軍務・捕虜・遠征期間を2倍に計算し、1倍は実質勤務にもう1倍は年金額の算定において勤続期間に付加される。